

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第17条	禁止命令	生活衛生課

1 法第17条に基づき、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずる場合の審査基準は次のとおりとする。

狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。